

9-2 職員

単位(人数:人)

年次 森林管理(局)署	総数	職 群 別 人 員							休職者	非常勤 職員	常勤 作業員	処遇 常勤者
		給与法 適用者	特 例 法 適 用 者					技能職				
			管理職	非 管 理 職								
				総数	普通職	監視用務職	医療職					
行政職												
平成13年4月1日	404	指 1 3	118	282	280	-	-	2	(1) 1	25	-	-
平成14年4月1日	383	指 1 3	96	283	281	-	-	2	(2) 2	25	-	-
平成15年4月1日	367	指 1 3	93	270	270	-	-	-	(1) 3	25	-	-
平成16年4月1日	363	指 1 3	80	279	279	-	-	-	(2) -	22	-	-
平成17年4月1日	354	指 1 3	80	270	270	-	-	-	(2) 4	22	-	-
署総数	207	-	39	168	168	-	-	-	2	19	-	-
徳島	27	-	6	21	21	-	-	-	-	1		
愛媛	40	-	7	33	33	-	-	-	-	4		
四万十	48	-	7	41	41	-	-	-	-	7		
嶺北	34	-	6	28	28	-	-	-	2	2		
高知中部	19	-	6	13	13	-	-	-	-	1		
安芸	39	-	7	32	32	-	-	-	-	4		
本局	129	指 1 3	35	90	90	-	-	-	(2) 2	2		
(香川)	18	-	6	12	12	-	-	-	-	1		

- 1 行政職欄の「指」は指定職で外書である。
- 2 非常勤職員は、医師及び看護婦等である。
- 3 休職者以下は、総数に含まない。
- 4 組合専従職者は、休職者欄に()外書した。
- 5 処遇常勤者は、昭和37年に定員内に繰り入れとなった者以外の作業員である。
- 6 平成16年3月31日に分局等を廃止したため、平成16年4月1日の数値は局毎に数値を集計している。